

多くの被害者が泣き寝入りしている

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 黒澤 知弘



● 神奈川訴訟の経緯

1 本訴訟の成り立ち

2011年3月11日の福島第一原発の事故により、多くの福島の住民は全国各地に避難し、その数は公的に把握されたところで少なくとも16万人にも及んだと言われ、神奈川県にも一時は4000人を超える方々が避難して来られました。

私たち神奈川の弁護士は、当初は、弁護士会の活動として、避難所など各所で無料法律相談会を開催するなどして対応を続けてきました（当時の横浜弁護士会会长は当弁護団団長の水地啓子弁護士です）。

2011年8月、原子力損害賠償紛争審査会で策定された中間指針に基づき、東京電力による賠償金の支払いが開始されることとなり、原子力損害賠償紛争解決センターでの仲介手続き（ADR）も開始されました。しかし、中間指針は、そもそも政府による避難指示を基準としたもので合理的な根拠に欠けており、また、賠償額の基準は被害の実態と乖離した極めて不十分なものであり、東京電力への直接請求やADRによっては被害者が求める十分な賠償が得られない実態が明らかになりました。

2 本件訴訟の提起

このような中で、本件訴訟原告の方々は、東電への直接請求やADRでは解決に至らないとして、大きな決意をもって訴訟に踏み切り、2013年9月11日、本件訴訟を提起しました。

3 最近の東電主張

1959(昭和34)年12月12日、我妻栄が部会長となっていた原子力災害補償専門部会は、原子力委員会会長(中曾根康弘)に対し、原子力賠償責任、原子力責任保険、その他国家補償等の問題についての答申を行いました。

我妻栄は、この答申について、「原子力の平和利用という事業は、歴史上前例のないものである。その利益は大きいであろうが、同時に、万一の場合の損害は巨大なものとなる危険を孕む。従って、政府がこれをやろうと決意する場合には、被害者の一人をも泣き寝入りさせないという前提を取るべきである」という思想に基づくものと説明しています（ジュリストNo236 1961.10.15）。

現在の福島第一原発事故による賠償を巡る現状は、我妻栄ら先人の思想に反し、多くの被害者が泣き寝入りを余儀なくされていると言わざるを得ません。そればかりか、加害者である東電は、東電の賠償に異議や不服があつても訴訟を提起せずに泣き寝入りをした被害者について、賠償に納得していると決めつけ、その数が多いことをもって、多くの被害者は賠償に納得していると不合理な主張をしているものであり、こうした東電の姿勢は被害者の心をさらに深く傷付け、精神的な損害を大きくしています。

● 一審原告らの請求する「避難慰謝料」と「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」

一審原告らは、本件事故によって生じた損害のうち、精神的損害に関して、以下のとおりの損害賠償を請求しています。

1 「避難慰謝料」

まず、避難生活の労苦に伴う慰謝料（「避難慰謝料」）として、月額金35万円の賠償が認められるべきです。

原賠審による中間指針等において、避難指示等対象区域からの避難者に対する原則月額10万円、自主的避難対象区域からの避難者に対しては原則40万円又は8万円という賠償基準が設けられていますが、不十分というほかありません。

2 「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」

「避難慰謝料」とは別に、本件事故及びその後の長期にわたる避難生活の継続によって、従前の生活基盤が破壊、または、毀損・変容させられたことに対する慰謝料（「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」）として、避難指示等対象区域からの避難か同区域外からの避難かを問わず、被害者の死亡あるいは後遺障害1級による賠償基準にも照らし、金2000万円の賠償が認められるべきです。

3 「避難慰謝料」と「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」との関係

「避難慰謝料」は、避難生活の労苦に伴い生じた精神的苦痛に対する慰謝料であり、他方、「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」は従前の生活基盤が破壊または毀損・変容を被ったことに対する慰謝料であることから、その内容や性質が異なるものであり、別個に認められるべきものです。

4 「避難慰謝料」と「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」と被害実態との関係

(1) 避難指示区域について

避難指示が出された区域においては、対象となった地域全体において、地域住民が長期間にわたり、強制的に避難を余儀なく

避難指示の「線引き」に合理性はない

されたという実態があります。こうした長期間の避難に伴い、原発事故前に存在していた地域住民の生活基盤は喪失し、また、避難指示の対象となった地域全体の機能が失われ、原発事故前に存在していた「ふるさと」は客観的にも喪失しました。

こうした実態に照らし、①長期間の避難に対応する避難慰謝料②「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」の双方を認めるべきです。

(2) 避難指示等対象区域外について

そもそも、政府による避難指示等の区域指定に合理性はなく、指定の有無のみで避難の相当性を判断することはできません。

区域外からの避難者は、放射線被ばくの健康影響を避け、生命・身体を守るために、長期間の避難を強いられることになり、従前の生活基盤を喪失、毀損、または変容させられており、この点で避難指示区域からの避難者と異なるところはありません。

避難行動及び避難継続の相当性については、放射線被ばくの健康影響に関する科学的知見の到達点（固形がん死亡におけるしきい値なし等）を前提に、原告らの生活圏における放射性物質の汚染状況、事故時住所における50年間の累積被ばく線量の高さ、平成23（2011）年9月時点において政府等に把握されていた区域外避難者の人数が避難者総数の約3分の1に当たる約5万人にも達し、その後も長期にわたって多数の避難指示等対象区域外からの避難者が避難を続けていたこと等からも裏付けられます。これを自己決定権侵害のみと把握することは極めて不十分です。個々の生活基盤の喪失という被害実態に着目し、「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」が認められるべきであり、長期間の避難に対応する避難慰謝料も認められるべきです。

● 原審横浜地裁判決の評価について

1 原判決の評価・維持すべき点

原審横浜地裁は、一審原告らの請求に対し、被害の実相に迫ろうとする姿勢を見せ、実際に一審原告らが居住していた福島県内の状況を現地進行協議の中で確認しつつ、判断を行いました。

原判決のうち、次の点は適切に評価し、控訴審においても維持されるべきものです。

- (1) 本件原発事故により一審原告らの重要な人権が広範かつ複雑な形で侵害されたと認めた点
- (2) 一審原告らが生活基盤を喪失したことについて「ふるさと喪失慰謝料」を認めた点
- (3) 中間指針等が賠償基準としては不十分であるとした（中間指針等による賠償が十分とする東電の主張を明確に排斥している）点
- (4) 一審被告らに対し、中間指針等における賠償基準の不合理を是正する内容の賠償を命じた点

2 原判決の問題点

他方、原判決が認容した損害額は、被害の実相に照らして十分なものではなく、控訴審において見直される必要があります。

(1) 避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料の双方を別個に認めるべきこと

原判決は、避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料を切り分けて別個に評価することは困難と判示しました。そのため、精神的損害の評価において、避難慰謝料としての要素が十分に評価されておらず、慰謝料額として不十分な金額にとどまっています。

しかし、両慰謝料は、その内容及び法的性質において異なっているものであり、これらを適切に区別しつつ、両慰謝料の要素となる損害を漏らすことなく、適切に評価し、損害額を算定することが必要です。

(2) 慰謝料の算定時点・方法について

原判決は、「ふるさと喪失慰謝料」について、避難指示等が出された時点で一括して算定しています。

しかし、一審原告らの権利侵害及び損害の発生は必ずしも一回的なものにとどまらず、避難の継続中に経時に発生する権利侵害及び損害が存在しています。したがって、この事実を認め、「ふるさとの喪失・生活破壊」に対する慰謝料にとどまらず、避難の継続期間に応じた精神的苦痛も正当に評価し算定されるべきです。

(3) 避難指示区域における算定金額の課題

ア 帰還困難区域について

死亡慰謝料との対比等から、慰謝料を1500万円にとどまるとして算定した点は、ふるさとの喪失、生活基盤の喪失という被害の実相に照らせば、極めて不十分であり、交通事故等の場合に一般に認められる死亡慰謝料額（2800万円から2000万円とされる）と比較した結果、1500万円にとどまるとしたことについて合理的な論証はなされていません。

仮に原判決がふるさと喪失・生活破壊慰謝料が1500万円と算定したとしても、これと併せて「避難の継続期間に応じた精神的苦痛」も適切に算定されるべきであり、この点からも原判決が算定した1500万円では不十分です。

イ 避難指示解除準備区域、居住制限区域

帰還困難区域における慰謝料額が不十分であるため、同様に不十分なものにとどまっています。ふるさと喪失の実態は帰還

科学的知見の到達点に立った判断を

困難区域と同様であるから、帰還困難区域と同等の慰謝料が認められるべきです。

（4）避難指示等対象区域外における慰謝料

ア 原判決が認める「自己決定権侵害慰謝料」は、30万円から250万円までの低額で、「ふるさと喪失慰謝料」と不合理に大きな格差が生じています。避難指示等対象区域外における原判決の問題点として、①放射線の健康影響の捉え方の問題②ふるさと喪失慰謝料を避難指示等の有無で判断していることの問題③ふるさと喪失慰謝料を本件平穏生活4要素が「同時」かつ「包括的に」喪失した場合に限定していることの問題④侵害された利益を「自己決定権」と捉えていることの問題を明らかにします。

イ ふるさと喪失慰謝料を避難指示等の有無で判断していることの問題

政府による避難指示等は、放射性物質による健康リスクに基づく科学的なものではなく、避難指示等による社会的影響等を重視した政策的見地からの判断であったのであるから、原発事故により現に避難を余儀なくされた原告らに発生した損害を算定するにあたり、避難指示等の有無のみをもって大きく区別することには合理的な理由を認めることはできません。

避難指示等の対象区域外からの避難者であっても、避難指示等対象区域内からの避難者と同様に、現実に本件原発事故によって放射線被ばくを余儀なくされ、元の居住地は放射性物質により汚染されました。

放射線の健康影響について見れば、避難指示等の対象区域の内外という理由のみから、生命・身体の自由や生存権の侵害を区別することは不合理であり、区域外から避難した原告らにも身体の自由や生存権の侵害と構成できる場合があるというべきです。

ウ ふるさと喪失慰謝料を本件平穏生活4要素が「同時」かつ「包括的に」喪失した場合に限定していることの問題

本件平穏生活4要素の全てが同時かつ包括的に喪失した場合に限らず、その一部が喪失あるいは「変容」した場合であっても、その程度に応じた「包括的生活利益」の喪失に対する精神的損害につき慰謝料が算定されるべきは当然のことです。

避難指示等の対象区域外についても、今も残る放射性物質の存在や長期間にわたる避難生活の継続等により、平穏生活4要素の相当部分を奪われ、あるいは「変容」を余儀なくされているのであって、これらの点に対して正当に算定されるべきです。

エ 侵害された利益を「自己決定権」と捉えていることの問題

従来生活していた地域における生活基盤あるいは包括的な生活利益が侵害されたという点において差異はなく、それよつて憲法13条及び25条で保障された人格権・幸福追求権等を侵害されたものです。

オ 小括

避難指示等の対象外の区域についても、放射性物質の飛散により健康に対する重大な懸念が生じ、「生命・身体の危険を甘受して現地に止まるか」「これまでの生活環境全てを捨てて避難するか」の究極的な二択を迫られることになります。避難した場合には、その結果として、⑦從前の家族との共同生活は失われ⑧從前の職場や学校での活動も失われ⑨住民との人的つながりについても失われ⑩自然環境や生活環境の恩恵については、当人の避難により失われただけでなく、屋外での行動の制限や、地場農産物の忌避等が生じており、以上からすれば、本件平穏生活4要素は、全喪失に近いほど失われたと評価できます。

したがって、避難指示等の対象とならなかった区域から避難した一審原告らに対しても、（その程度に応じた）「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」が認められるべきであり、避難継続が相当な期間に応じた避難慰謝料も併せて認められるべきです。

● 放射線の健康影響の捉え方、避難指示区域外避難者の賠償額の不当さ

1 本訴訟において放射線の健康影響を論じる意味

第1に避難指示区域外から自らの判断で避難を選択した原告について、その避難が本件事故と相当因果関係を有しているのか（避難の相当性）を検証するためであり、第2は、避難を継続することの相当性の判断のためです。

避難継続の相当性には、避難指示に基づいて避難した原告が避難指示解除後も避難を継続していることの相当性も含まれます。

2 一審原告らの主張と原判決

一審原告らは、放射線の健康影響に関する科学的知見の到達点に立てば、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくであっても、なお、放射線の健康影響を否定することはできないこと、避難指示等の対象区域外の原告であってもなお命にかかる重大な健康影響は否定できず、したがって、社会通念上、避難等の相当性は十分に肯定できることを主張してきました。

これに対し、原判決は、「放射線医学や疫学研究上の専門的知見は直接的な基準とならないと解すべき」とし、一般人の観点から健康影響の程度を判断すべきとして、すべてを社会通念に委ねてしまつており、2009年5月28日の原爆症に関する東京高裁

住居確保したら避難終了／以後の損害なし／既に過大な賠償

- 一審原告らの多くは、比較的早い時期に、東電の賠償金を活用して住居を確保するなどして避難を終了し、平穏な生活を再建するに至っている。「避難生活」に伴う精神的な損害は、避難終了によって、以後は発生しない。
- 「避難終了時期」は、本人や同居家族が移住先住居（仮設住宅以外、賃貸も含む）を取得した時点、進学、就職・転勤、婚姻等により転居した時点。（避難指示区域からの）24世帯は平成 29（2017）年末までには終了している。
- 避難を終了して平穏な生活を回復した原告らは、自主賠償基準が示す慰謝料全額に相当する精神的損害は実際には生じていない。
- 東電は平穏な生活の回復時期等の個別事情を一切捨象して、一律に賠償を支払っている。避難の終了時期をはじめとする個別事情を踏まえれば、裁判実務で認められるべき慰謝料額の水準を超えた過大な賠償となる。
- 裁判外での賠償金を受領しながらその上積みを求めて訴訟が提起された場合は、財産的な損害賠償が別途なされている状況も踏まえ、各人の個別事情に基づいて審理、判断されなければならない。
- 精神的な損害と財産的な損害は 1 個の賠償請求権を構成するものであり、裁判外での総支払額を超えて未払いの損害の存在を認めることができないことを今後明らかにする。

判決が示す「確立した判例法理」から乖離していることは一目瞭然であり、原判決が本件被害を正確に捉えられていない重要な一因がここにあります。控訴審においては、放射線の健康影響に関する科学的知見の到達点を適切に評価した上で、避難及び避難継続の相当性を正面から判断するよう強く求めます。

3 一審原告らの避難及び避難継続の相当性

既に述べたとおり、政府による避難指示等は、放射性物質による健康リスクに基づく科学的なものではなく、避難指示等の有無のみをもって避難及び避難継続の相当性を判断することは合理的ではありません。

政府の避難指示基準とされている年間被ばく線量 20 ミリシーベルトは、5 年間累積で、健康影響を否定できない 100 ミリシーベルトという値に達するものであり、その不合理さは明白です。

一審原告らは、放射線の健康影響に関する科学的知見の到達点を前提とした上で、生涯累積被ばく線量、土壌汚染状況、その他の事情を取り上げて、避難及び避難継続の相当性を明らかにしてきたところです。控訴審において適切に判断するよう求めます。

● 近時の一審被告東電の主張について

1 中間指針の位置づけ

近時、一審被告東電は、中間指針に沿った賠償実績等を強調し、原告らに認められるべき慰謝料額は中間指針等を超えるものではなく、「ふるさと喪失」等の慰謝料は認められない等と盛んに主張しています。

しかし原判決は、中間指針等は、これらが「平成 23 年 8 月ないし平成 24 年 3 月に公表されたもので、公表から 6 年以上が経過した現在における損害認定に直截に採用できるものとはいいがたい」とし、特にこれらが「本件平穏生活 4 要素を適切に考慮反映したものとは認めがたい」と判示しており、東電の上記主張を退け、賠償基準の不合理さを一定程度是正しています。

原審の判断は、事故から時間が経過し避難生活も長期化する中で、中間指針等の策定以降に、より一層明確となった「生活基盤の喪失」「包括的な生活利益の喪失」という深刻な被害の実態を踏まえ、中間指針等にとらわれることなく、原告らの被った損害について捉えなおしたものであって、控訴審においても維持されるべきです。

2 東電による賠償実績の強調について

また、東電は、被害者に対して十分な賠償を行っている、訴訟を起こしているのは被害者の一部にすぎない、多くの被害者が現在の賠償に納得している、等と自らが加害者であることを棚に上げ、開き直った姿勢を見せていましたが、被害者の心情を無視した極めて乱暴な主張です。また、財物に対する賠償を精神的損害に充当すべき等と、これまでの賠償実態をも無視し、不合理な主張を展開するようになりました。この点についても、今後、詳細に反論を実施する予定です。

● 最後に

現在の福島第一原発事故による賠償を巡る現状は、我妻栄ら先人が危惧した被害者の泣き寝入りが生じているところです。

裁判所においては、被害者の声に耳を傾け、原告らが居住していた現地に足を運び、被害の実相を的確に把握するとともに、本訴訟において、一人の泣き寝入りも許さず、全ての被害者に対して被害の実相に見合った賠償が認められるよう求めます。